

一般社団法人 aichikara  
役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 aichikara（以下「当法人」という。）の役員の報酬等に関する規程を定めたものである。

(役員の種類)

第2条 役員とは、当法人の社員総会の決議によって選任された理事および監事をいう。

(報酬等の種類)

第3条 役員の報酬等とは、当法人が役員に対し、理事または監事としての業務執行の対価として支払うものをいう。

(報酬等の基準)

第4条 役員の報酬等は、当法人の社員総会において決議された下記の報酬総額の範囲内かつ、次に掲げる区分により、理事会が支給額を定める。ただし、収支状況により支給しない場合もあることとする。

報酬総額 2,000,000 円

(1) 理事 支給あり 上限 120,000 円/1 名あたり

(2) 監事 支給なし

(報酬の支払い方法)

第5条 役員の報酬等は、毎月 25 日に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

(規程の変更)

第6条 この規程を変更する場合には、当法人の社員総会の決議を経なければならない。

以上

平成 29 年 5 月 28 日 制定・施行

平成 30 年 5 月 27 日 第 4 条、第 5 条変更

令和元年 5 月 26 日 第 4 条変更

2020 年 5 月 30 日 第 4 条変更

2023 年 2 月 26 日 第 5 条追加